

会 議 録

会議の名称	第 1 回 豊中市市民公益活動推進委員会		
開催日時	令和 7 年（2025 年）5 月 23 日（金）16 時 30 分～18 時 00 分		
開催場所	庄内コラボセンター3 階 会議室 8	公開の可否	可・不可・ <u>一部不可</u>
事務局	市民協働部 コミュニティ政策課	傍聴者数	1 人
公開しなかった理由	案件 1 について、助成金交付決定及び市民公益活動支援センター受託団体選定に係る審査事項を含んでいるため。		
出席者	委員	大島会長、山田副会長、佐藤委員、大濱委員、谷委員、中尾委員、本多委員、森島委員、三井委員、山本委員、河本委員	
	事務局	宮城部長、安井次長 （コミュニティ政策課）末次課長補佐、開発係長、三上主査、住田、田中(直)、西口 （地域連携課）松本主幹、梅田係長	
議題	1 令和 7 年度(2025 年度)の取組みについて 2 令和 6 年度(2024 年度) 市民公益活動推進施策の実施状況について 3 その他		
審議等の概要 (主な発言要旨)	別紙のとおり		

令和 7 年度（2025 年度）第 1 回 豊中市市民公益活動推進委員会 議事概要

日 時 令和 7 年（2025 年）5 月 23 日（金）午後 4 時 30 分～午後 6 時
場 所 庄内コラボセンター「ショコラ」 3 階 会議室 8
出席委員 大島、佐藤、大濱、谷、中尾、本多、森島、三井、山田、山本、河本（敬称略）

議 事 概 要

1. 開会

開会宣言、会議成立の確認、本日の案件及び資料等の確認、市民協働部長挨拶、異動職員の紹介。

2. 議事内容

■ 案件 1 令和 7 年度(2025 年度)の取組みについて（非公開）

「資料 1：令和 7 年度の市民公益活動推進委員会スケジュールについて」をもとに説明
事務局から、資料 1 に基づき説明。

「資料 2：令和 7 年度(2025 年度)豊中市市民公益活動推進委員会の部会設置について」をもとに説明
事務局から、資料 2 に基づき事務局から説明。

－ 各委員 承諾 －

■ 案件 2 令和 6 年度(2024 年度)市民公益活動推進施策の実施状況の評価について

資料 3：令和 6 年度(2024 年度)豊中市市民公益活動推進施策実施状況の評価について
第 1 章 市民公益活動への助成について事務局から説明。

（副会長）

すべての章で記載している PDF 参考資料が確認できない。

（事務局）

本日の PDF 参考資料では確認できないが、最終的に市ホームページで公開する実施状況報告書ではリンク付けして確認できるようにする。

（副会長）

全ての委員会に出席した委員であれば、今回の資料だけでよいかもしれないが、可能な限り PDF 参考資料を確認できるようにしていただきたい。

（事務局）

次回、実施状況報告書について審議する「第 3 回市民公益活動推進委員会」では、各章の PDF 参考資料を別添する。

(副会長)

取組みの振り返りに、令和 7 年度から初動支援コース上限額を 15 万円に上げたことによる成果を示していただきたい。

(事務局)

お示しするよう検討する。

(委員)

取組み振り返りの令和 6 年度の状況では、「前年度から初動支援コースは 3 事業増加」とのみ記載されているが、全体の事業件数も併記することにより、令和 7 年度の取り組み状況の事業件数と比較しやすいのではないかと。

(会長)

それぞれの項目間の表現の整合性を図ってほしい。他に意見はあるか。

(委員)

令和 6 年度交付分の「科学教室夢工房 2 ライフサイエンス部会」への助成金額 13,000 円に相違ないか。

(事務局)

当初、助成金申請額は 45,000 円だったが、実際に事業に要した額から算定した助成確定額は 13,000 円となった。

(委員)

継続事業認証制度についての考え方だが、私自身も学習支援事業として、約 9 年前に、この制度を 3 年間継続利用した。その後、内閣府の「こども未来基金」のロゴを利用した。この内閣府のロゴは、期間の定めがなく利用できる。豊中市の継続事業認証制度も期間の定めがなく利用できるよう検討できないものか。

(事務局)

豊中市の継続事業認証制度では、団体ではなく、事業に対しロゴマーク使用の承認を行うこととなっており、助成金交付事業が継続して行われていることが必須要件。

このことから、継続事業認証した団体活動の履行確認が必要となるが、期間の定めがなく利用できるようになると、認証対象団体が多数累積した場合、この履行確認ができなくなる恐れがあることから、3 年間の期間限定としているが、何らかの形で継続事業認証できるよう検討する。

(副会長)

事務局の説明のとおり、継続事業の確認作業が困難となることは理解する。先ほど、委員が言われた期間の定めがない利用については、性善説に立つならば、可能であると考ええる。申告方法等を検討されたい。

なお、令和 6 年度に申請された「(一般社団法人) 日本産後ケア推進協会マナカイ」は、令和 6 年度交付助成金事業への応募があったが、団体の財政状況から不交付決定とし、継続事業認証制度の利用を案内し制度を利用された。

(会長)

第 2 章「市民公益活動基金（とよなか夢基金）」を説明してください。

(事務局)

第 2 章 市民公益活動への助成について事務局から説明。

(会長)

市民公益活動基金（とよなか夢基金）の運用の変更を行ったことにより、基金の有効活用ができたものと評価する。

(委員)

取り組みの振り返りでは、寄付金額が減少した理由を記載しているが、市内または市外からの寄付がわかるよう内訳を記載したほうが良いと思う。

(事務局)

記載する。

(副会長)

市内と市外の内訳に加え、ふるさと納税による寄付についても、その詳細を記載してほしい。次に助成交付団体の助成金事業に関するチラシ等には夢基金のロゴマークが表記されているが、その他団体のホームページ等に、市民公益活動基金（とよなか夢基金）の活用事例等は記載されているかどうかの状況を教えてほしい。

(事務局)

団体により PR 方法は様々である。例えば、「チーム竹未来」は、SNS で活動及びとよなか夢基金の PR を行ってくれている。なお、事務局では、すべての団体の情報発信を確認しておらず、今後は、できる限り情報収集に努めるとともに、積極的な PR をお願いする。

(副会長)

すべての団体がホームページを開設しているわけではないと思われるので、できれば、instagram などの SNS を活用していただき、とよなか夢基金の PR をお願いしてほしい。

(事務局)

市全体で 11 種類ある「ふるさと納税」の状況は、所管部局の財政課に確認したところ、ふるさと納税として寄付先の基金を選ぶ際に、多くの寄付者は初めに表記された基金を選択する傾向にあ

り、その結果、その基金に一番寄付が集まっている現状。このことから、市民公益活動基金（とよなか夢基金）も含み、順番の入れ替えを打診したが、財政課としては入れ替えは考えていない旨の回答があった。

また、傾向として、スポーツ振興基金など、名称でその内容が直感的にわかるものも寄付金が集まりやすくなっている。

（会長）

市民公益活動基金（とよなか夢基金）も ふるさと納税による寄付金多く集まるよう工夫されたい。

（委員）

団体による寄付件数は個人寄付より少ないが、1件あたりの寄付単価は高い傾向にある。例えば、団体から寄付をいただいた場合は、市のロゴマークを付与してはどうか。

（事務局）

ロゴマークの付与を含め、団体に向けた寄付のお願いを進めていくよう検討したい。

（会長）

続いて、第3章「市民公益団体との協働」について説明してください。

（事務局）

第3章「市民公益団体との協働」協働事業市民提案制度について事務局から説明。

（会長）

ただ今の事務局からの説明についてご意見はありますか。

（委員）

説明として『令和7年度は成案化検討に至りませんでした。近年は協働事業市民提案制度による成案化が進みにくい状況にある原因として、市民側が考える「協働」と行政側が考える「協働」に乖離・ミスマッチがあるのではないかと思います』とあるが、取組み振り返りとして、ミスマッチを解消するための具体的な展望を示してはどうか。

（事務局）

ご指摘の通り、行政側提案は、提案時期に市ホームページや広報誌等を通じて行っているが、市民や団体からすると、行政側の一方的なタイミングで提案されていると受けとめられる懸念がある。このため、協働事業市民提案制度とは関係なく、平素から団体と関係課がコミュニケーションをとっておく仕組みが必要と考える。

（委員）

市民公益活動推進助成金事業は毎年度多くの応募がありますが、協働事業市民提案制度は非常に

少ない。例えば、市民公益活動推進助成金制度と協働事業市民提案制度のレベルを調整したり、指向性を一致させたりなど工夫してはどうか。

また、助成金交付団体に向けて協働事業市民提案制度の個別説明等を行うことも有効だと思う。

（事務局）

施策としての流れを作っていくことは重要であると考えている。

例えば、ご指摘の助成金制度と協働事業では、まず、団体活動の初動期には市の助成金等を活用し経験を積んでいただく。その結果、行政が提案するテーマを対等な立場で解決できる「自立した団体」になってもらうことが大切であると考えている。

また、市では市民公益活動団体情報に約 150 団体が登録されているが、これら団体の活動分野とその分野を所管する部局との普段からの関係づくりを促進するなど、委員からの提案も含め、協働に関する環境整備を図っていく。

（委員）

団体によっては必ずしも行政との協働を望んでいるわけではないと思うが、テーマに応じて柔軟に協働を進めるよう工夫されたい。

（副会長）

委員が言われるとおり、団体によっては単独で活動したいところもある。ただし、助成金交付団体は助成金を受けた事業だけではなく、その他の事業も行っていることも多く、その他の事業において市と協働できないかを広報してほしい。

また、協働事業市民提案制度は募集期間が設定されているが、先ほど事務局からの検討内容のとおり、関係課とのマッチングや相談対応など、協働に関する環境整備を通年の取組みとして行ってほしい。

（事務局）

繰り返しになるが、市民公益活動団体情報に登録された約 150 団体を行政内部でより一層の共有化を図ることにより、関係する分野の団体と部局が直接連携を図れるよう取組みを進めていく。

（会長）

第 3 章の振り返りは事実のみを伝えているが、課題等があれば、その解決への取組みや方向性などを示してほしい。

続いて第 4 章「推進環境の整備」について説明してください。

（事務局）

第 4 章推進環境の整備について事務局から説明。

(会長)

事務局からの説明について、ご意見等はございますか。

(委員)

第4章の3/7ページ(1)「一般相談 来館や電話、メール等を含みます」(2)「専門相談 NPO 法人の設立や会計などの相談」(3) IT オンラインサポート ネット環境や PC 操作に関わる相談」の表が見えやすいよう修正をお願いします。

また、2. その他の主な取組みは、大見出しと中見出し等の構成を整理して、読み取りやすく修正した方がいいのではないかと。

(事務局)

ご意見を踏まえ、修正する。

(副会長)

市民公益活動支援センターの成果や課題は、市民公益活動支援センター受託者から提出された報告書をそのまま記載しているのか。

(事務局)

実績値は報告書の通り記載しているが、成果や課題については、提出された報告書を事務局が読み取りながら、受託者と内容を調整したうえで記載している。

(副会長)

そのように取り扱ってほしい。

市民公益活動支援センター業務運営委託事業も協働事業としてとらえていただき、受託団体と市が考える成果と課題に乖離がないように。

併せて、実施状況報告書に記載されている施設名称が愛称や略称など統一されていないため、正式名称で統一して記載するようお願いする。

(事務局)

市民公益活動支援センター業務運営委託事業も協働事業であると認識し取組みを進める。また、施設名称の表記については、ご意見をふまえ、修正する。

(委員)

市民公益活動支援センター業務運営委託事業は、先ほど他委員が意見したように、引き続き、協働事業の考え方をもとに業務を進めてほしい。

(副会長)

年度別の NPO 法人数を次回の委員会で示してください。

(事務局)

次回の委員会でお示しする。

(会長)

時間の都合上、本日の実施状況報告書に関する意見・評価はこれで終了し、第3回市民公益活動推進委員会において、第4章の意見・評価の続きと、第5章以降の事務局説明及び委員会の意見・評価を行う。

次に案件3「その他」を事務局から説明してください。

■ 案件3 その他

資料①：交付決定事業変更申込書

(事務局)

令和7年度市民公益活動推進助成金の交付決定事業のうち、エーネン大阪ノースの予算構成の変更願があった。豊中市市民公益活動推進助成金制度実施要綱第十条第5項に「市長は、決定の変更等及び計画書等の変更の可否を決定する」、「可否の決定を行おうとするときは、あらかじめ委員会の意見を聞くものとする」と規定されており、変更の可否について委員会の意見をいただきたい。

変更内容は予算に係るもので、保険料を変更前の1万8900円から変更後は4万18円。また、消耗品費を変更前の9万6860円から変更後は8万3970円とするもの。保険料の変更理由は、当初予定していた1人当たりの単価、参加者数、事業回数に変更があったため増額するもので、消耗品費の変更理由は、バスケットボールの使用号数の変更によって支出金額が減額するもの。なお、助成対象経費総額は、変更前が21万7238円、変更後は21万7516円となるが、助成決定額108,000円に変更はありません。

(会長)

市民公益活動推進助成金の交付決定事業の変更について意見等はあるか。

(委員)

～ 異議なし ～

(会長)

交付決定事業の変更を認める。

後日、事務局から団体宛に交付事業変更決定を通知してください。

その他を事務局から報告してください。

(事務局)

今後の予定としては、第1回 市民公益活動支援センター受託団体審査部会を、6月20日（金）午後2時から午後3時30分まで、豊中市役所 第1庁舎 4階 南会議室で開催する。

案件は、募集要領及び契約仕様書（案）の審議を行う。

また、6月28日（土）午後1時15分から「令和6年度実施分助成金事業報告会」を開催する。

7月1日（火）に「市民公益活動支援センター受託団体選定部会」で取りまとめた意見のみを審議するため、「第2回市民公益活動推進委員会」を書面開催の予定です。

3. 閉会